

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

活動にあたって、当面の間、感染拡大を防止するため、以下の点を考慮していただきますようお願いいたします。

## 1 全般的な事項

- (1) 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示すること。
- (2) 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日（または事前）に参加者より提出を求めた情報について、1年間は保存しておくこと。
- (4) イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。
- (5) 状況により、練習会を中止する必要があることや感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。

## 2 参加者への対応

- (1) 参加者の体調を確認する。（主催者は、当日、参加者から以下の情報を確認する）
  - ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。（事前でも可）
  - ② イベント当日の体温
  - ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
    - ア 平熱を超える発熱
    - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
    - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
    - エ 嗅覚や味覚の異常
    - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
    - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
    - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
    - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 以下の事項に該当する場合は、参加を不可とする
  - ① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (3) 参加者がマスクを準備しているか確認する。

運動中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、運動を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めること。

（※）マスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについて周知すること。
- (4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (5) 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（2mを目安に）を確保すること。
- (6) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- (7) 練習終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに

濃厚接触者の有無等について報告すること。

### 3 当日の参加受付時の留意事項

- (1) 受付には、手指消毒剤を設置することが望ましい。
- (2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。
- (3) 参加者が距離を置いて（2mを目安に）並べるように目印の設置等を行うこと。
- (4) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。

### 4 主催者が準備等すべき事項

- (1) 手洗い場所・洗面所（トイレ含む）
  - ① 手洗い場には石鹸を用意すること。
  - ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
  - ③ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- (2) 更衣室、休憩・待機スペース
  - ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
  - ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する数を制限する等の措置を講じること。
  - ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
  - ④ 換気扇を常に回す、換気用の窓を開ける等、換気に配慮すること。
- (3) 見学者の管理
  - ① 保護者等を施設に入れる場合は、見学者同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ席の数を減らすなどの対応をとること。
  - ② 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること。
- (4) 会場  
会場が、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。
- (5) ゴミの廃棄  
鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、各自で持ち帰ること。

### 5 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

- (1) 十分な距離の確保
  - ① 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）
  - ② 強度が高い運動の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。
- (2) その他
  - ① タオルや飲み物の共用はしないこと。
  - ② 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。

※本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。